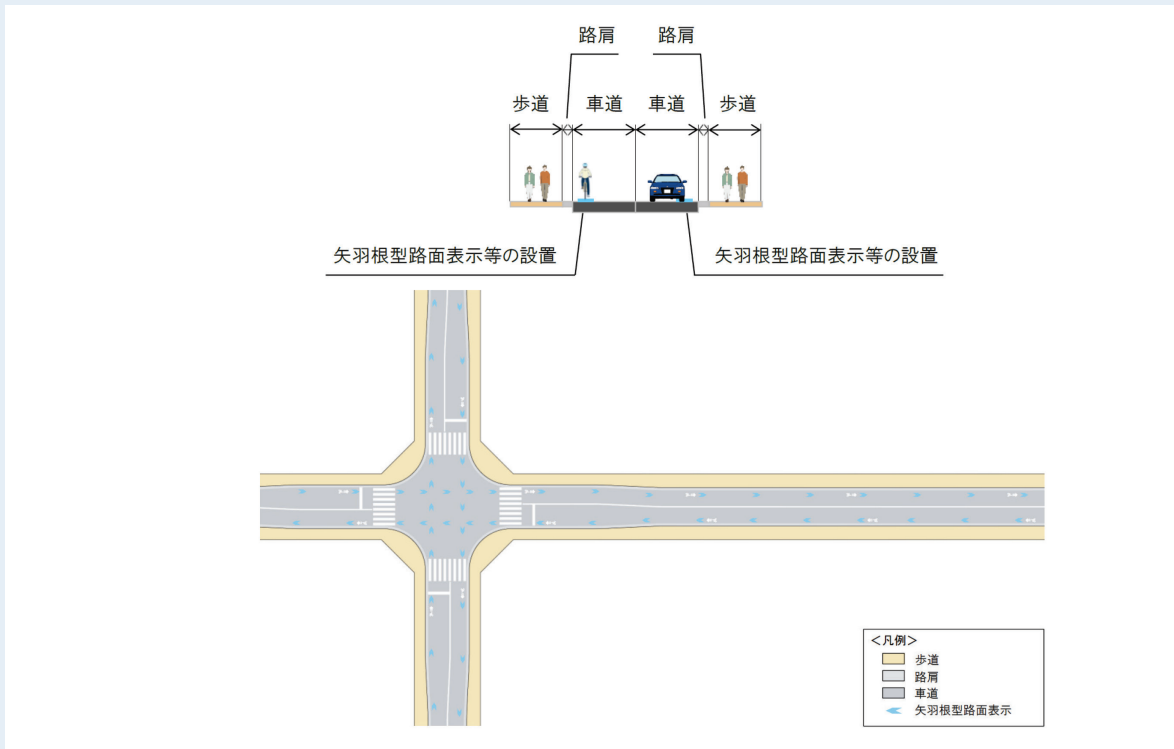


3-3 車道混在の場合の考え方

車道混在とは、自転車と自動車が車道内で混在通行する道路をいう。

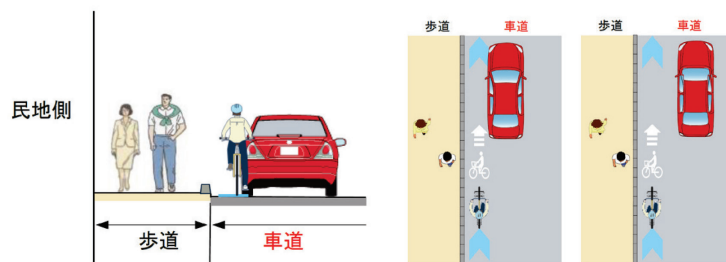


出典「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」頁Ⅱ-33 令和6年6月

① 歩道のある道路

歩道のある道路においては、自転車と自動車が同一の通行空間を共用する車道混在区間であり、自転車の通行位置を自転車利用者とドライバー双方に示す必要があるため、車道左側部の車線内に矢羽根型路面表示等を設置するものとする。

【歩道のある道路における車道混在の適用イメージ】



出典「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」
図Ⅱ-21 写真Ⅱ-7 令和6年6月



はじめに

1 ガイドラインの概要

2 デザインの基本的な考え方

3 自転車通行空間の整備

4 案内標識と注意喚起標識の整備

5 拠点施設の整備方針

6 自転車通行空間の運用【参考資料】

②歩道のない道路

歩道のない道路では、車道における自転車通行位置を自転車利用者とドライバー双方に示すために、車線内に矢羽根型路面表示等を設置するものとする。

矢羽根型路面表示の設置位置は、自転車の通行幅を勘案し、矢羽根型路面表示の右端が車道外側線から車線内 1.0m 離れた位置となるように設置するものとする。

路側帯は、自転車の通行が可能であるものの、主として歩行者の通行空間であるため、車道内に自転車の通行位置を示す矢羽根型路面表示やピクトグラムを設置した上で、路側帯内に歩行空間であることを示すピクトグラム等を設置することが考えられる。

【歩道のない道路における車道混在の適用イメージ(路側帯あり)】



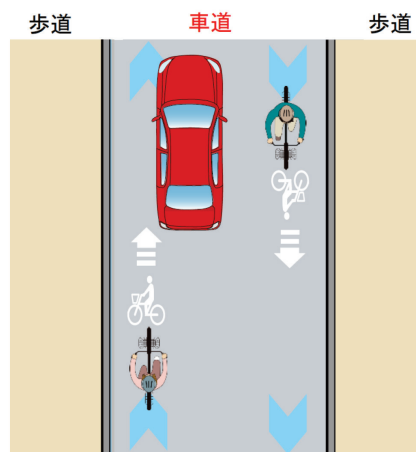
自転車、歩行者双方の通行空間をピクトグラムにより明確化

出典「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」
図Ⅱ-23 写真Ⅱ-9 令和6年6月

③一方通行の道路

補助標識「自転車を除く」が設置してある一方通行道路では、自動車の一方通行とは逆方向の車道上にも、矢羽根型路面表示等を設置するものとする。幅員に余裕がある場合は、自動車の一方通行とは逆方向の車道上を優先して、自転車専用通行帯に準じた自転車通行空間の幅員の確保及び路面表示を設置することが望ましい。

【一方通行の道路における車道混在の適用イメージ(幅員に余裕がある場合)】



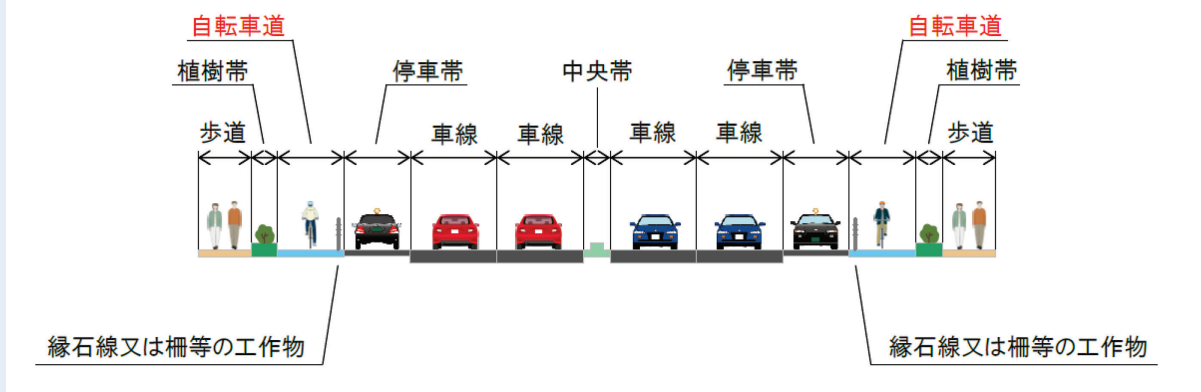
出典「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」図Ⅱ-24 令和6年6月

3-4 幅員に応じて自転車道・自転車専用通行帯を設けるための再配分の考え方

【自転車道】

自転車道とは、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分を用いる。(道路構造令第2条第2号)

【自転車道がある道路の場合】



出典：「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」頁Ⅱ-9 令和6年6月

① 限られた道路幅員（30m、40m）における自転車通行帯の整備イメージ

ここでは、都市部に比較的多い幅員（30m、40m）の道路について、限られた空間の中で、自転車の安全かつ円滑な通行を確保するため、交通量や大型車の利用状況、通行量等に応じて道路構造令の特例規定も考慮し、空間再配分により自転車道の整備の可能性を検討した整備イメージを例示する。

なお、道路に求められる機能や安全性その他道路交通の状況によって、縮小又は省略の考え方は異なることに留意するものとする。

...



はじめに

1 ガイドラインの概要

2 デザインの基本的な考え方

3 自転車通行空間の整備

4 案内標識と注意喚起標識の整備

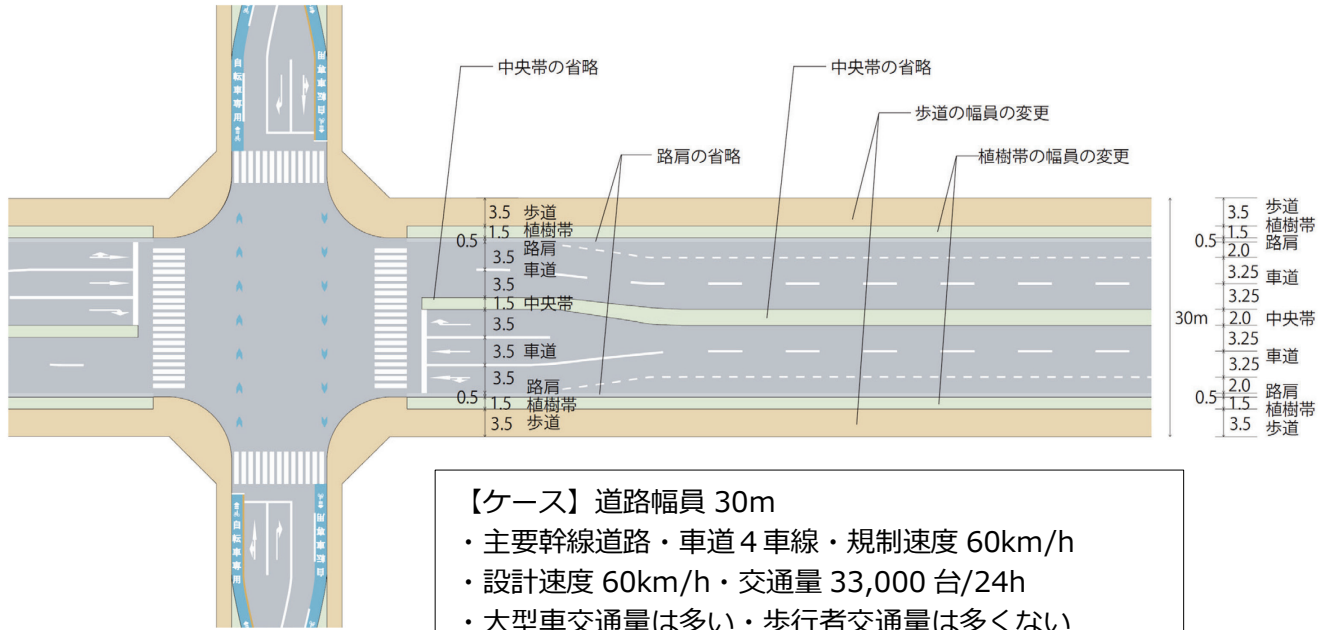
5 拠点施設の整備方針

6 自転車通行空間の運用

1) 幅員 30m の道路において空間の再配分により自転車道を確保する例

- ・ 現況道路を上段に、道路空間の再配分する例を下段に示す。
- ・ 再配分の検討として、限られた空間において自転車道を確保するため、交通量や大型車の利用状況、通行量等を踏まえ、中央帯の縮小・省略、路肩の省略、歩道の幅員の変更、植樹帯の幅員の変更が考えられる。

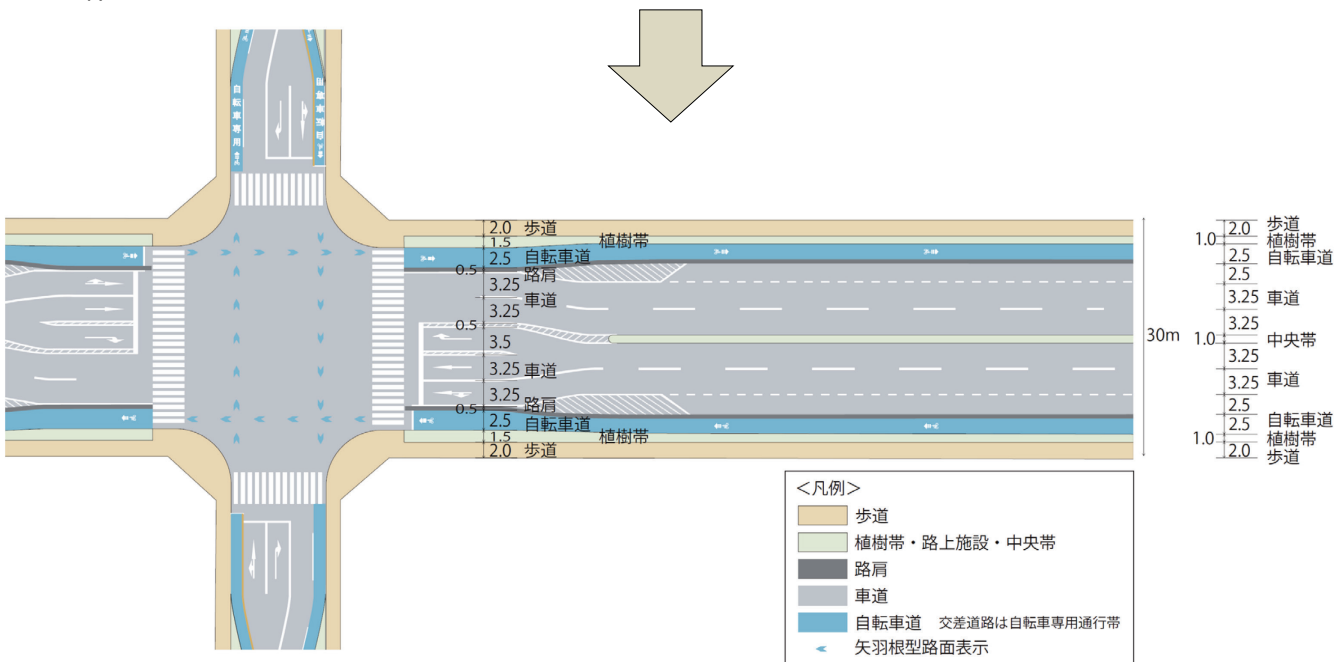
【現況】



【ケース】 道路幅員 30m

- ・ 主要幹線道路・車道 4 車線・規制速度 60km/h
- ・ 設計速度 60km/h・交通量 33,000 台/24h
- ・ 大型車交通量は多い・歩行者交通量は多くない
- ・ 工業地域・停車需要あり

【再配分】



出典：「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」図Ⅱ-12 令和 6 年 6 月



はじめに

1 ガイドラインの概要

2 デザインの基本的な考え方

3 自転車通行空間の整備

4 案内標識と注意喚起標識の整備

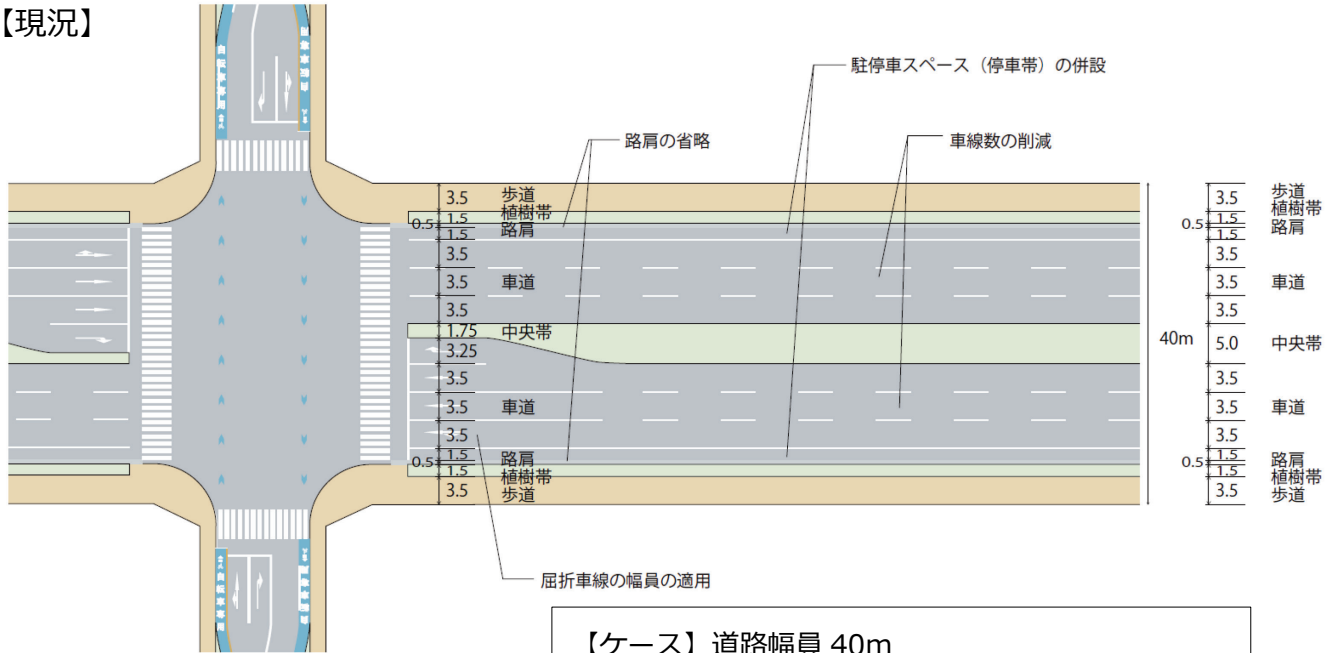
5 拠点施設の整備方針

6 自転車通行空間の運用

2) 幅員 40m の道路において空間の再配分により自転車道を確保する例

- ・ 現況道路を上段に、道路空間の再配分する例を下段に示す。
- ・ まちづくりやバイパス整備等により交通量が減少し、道路空間を再配分する検討として、交通量や大型車の利用状況、通行量等を踏まえ、車線数の削減、路肩の省略、駐停車スペース（停車帯）の併設、屈折車線の幅員の適用が考えられる。

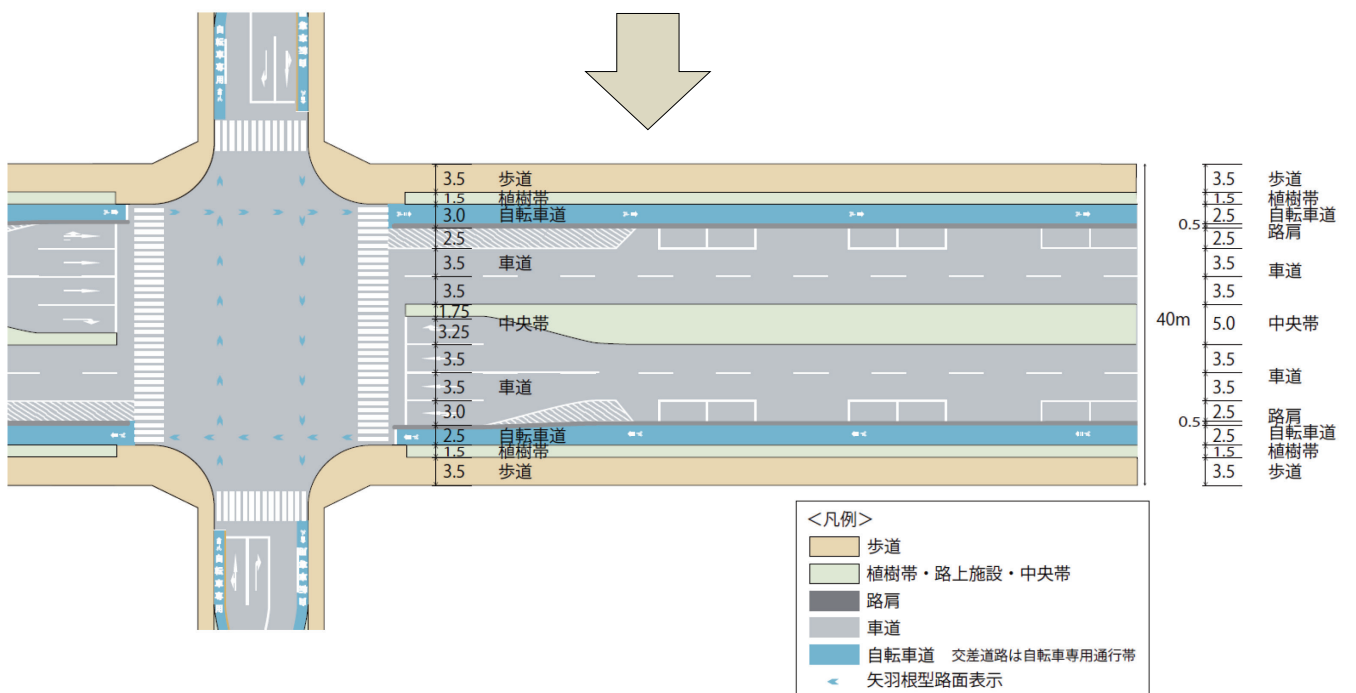
【現況】



【ケース】 道路幅員 40m

- ・ バイパス整備による交通状況に変化あり
- ・ 主要幹線道路・車道 6 車線・規制速度 60km/h
- ・ 設計速度 60km/h・交通量 38,000 台/24h
- ・ 大型車交通量は多くない・歩行者交通量は多い
- ・ 商業地域・駐車需要あり

【再配分】





はじめに

1 ガイドラインの概要

2 デザインの基本的な考え方

3 自転車通行空間の整備

4 案内標識と注意喚起標識の整備

5 拠点施設の整備方針

6 自転車通行空間の運用

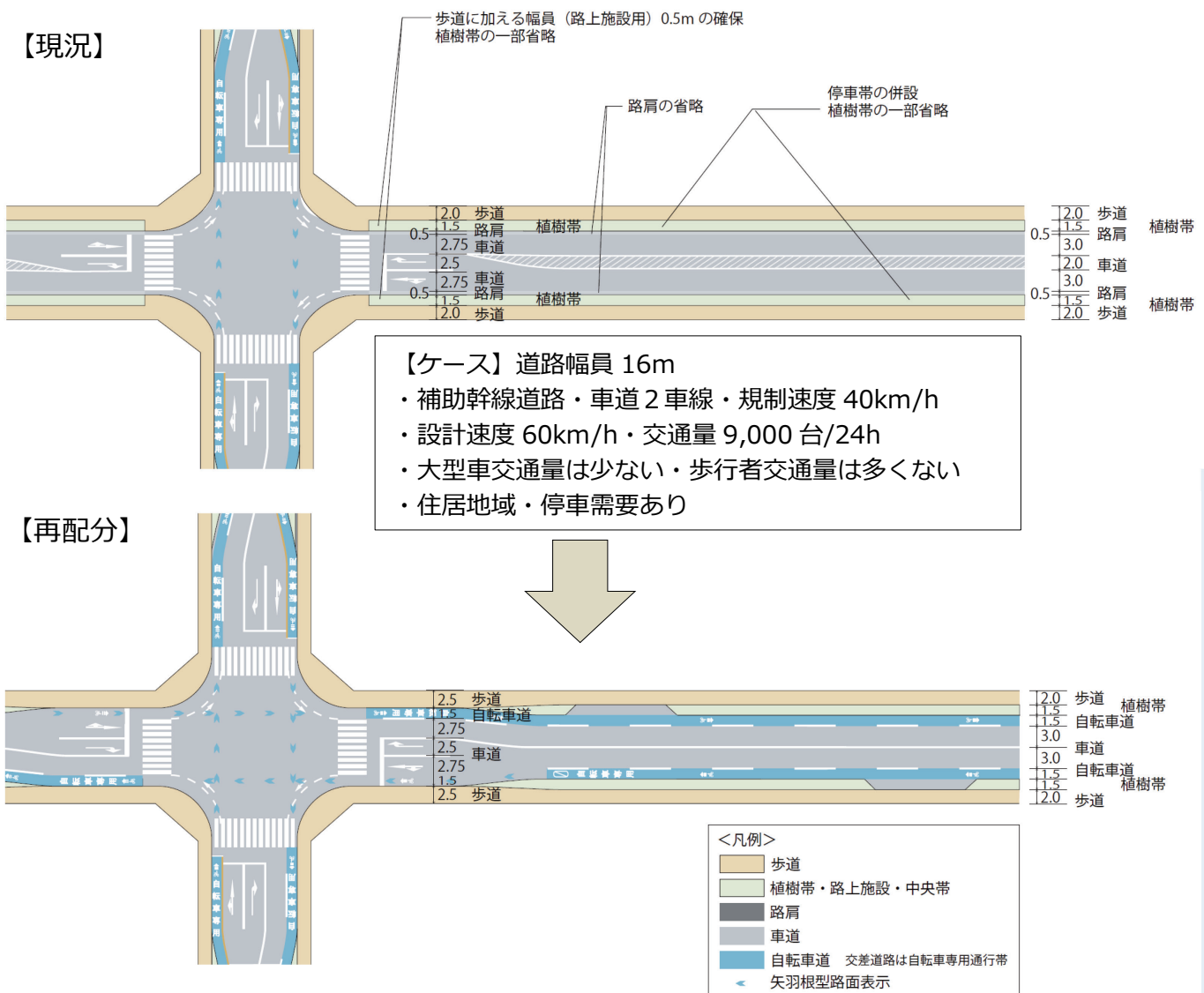
②限られた道路幅員（16m、22m、25m）における自転車通行帯の整備イメージ

ここでは、都市部に比較的多い幅員（16m、22m、25m）の道路について、限られた空間の中で、自転車の安全かつ円滑な通行を確保するため、交通量や大型車の利用状況、通行量等に応じて道路構造令の特例規定も考慮し、空間再配分により自転車専用通行帯の整備の可能性を検討した整備イメージを例示する。

なお、道路に求められる機能や安全性その他道路交通の状況によって、縮小又は省略の考え方は異なることに留意するものとする。

1)幅員 16m の道路において空間の再配分により自転車専用通行帯を確保する例

- ・ 現況道路を上段に、道路空間の再配分例を下段に例示する。
- ・ 再配分の検討として、限られた空間において自転車専用通行帯を確保するため、交通量や大型車の利用状況、通行量等を踏まえ、路肩の省略、停車帯の併設、路上施設の幅員の確保、植樹帯の一部省略が考えられる。



出典：「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」図Ⅱ-16 令和6年6月



はじめに

1 ガイドラインの概要

2 デザインの基本的な考え方

3 自転車通行空間の整備

4 案内標識と注意喚起標識の整備

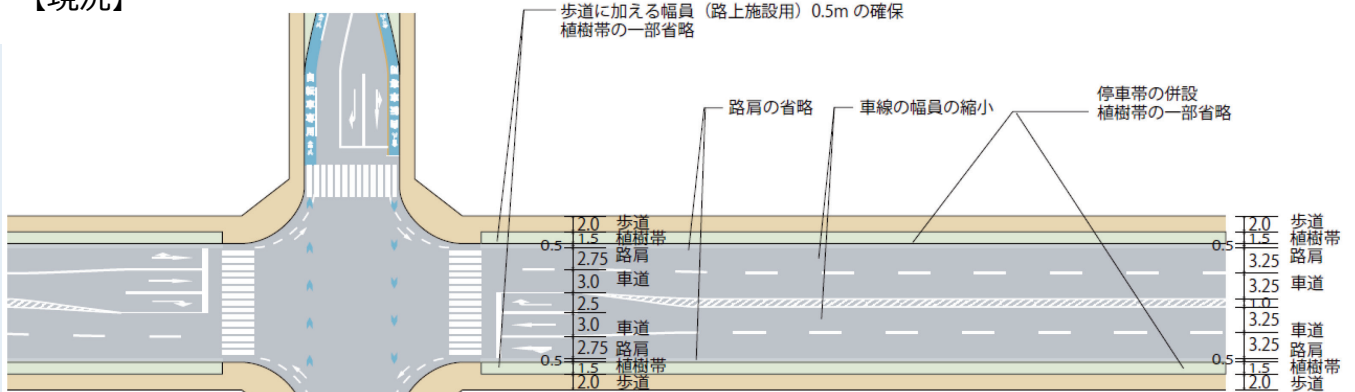
5 拠点施設の整備方針

6 【参考資料】自転車通行空間の運用

2)幅員 22m の道路において空間の再配分により自転車専用通行帯を確保する例

- ・ 現況道路を上段に、道路空間の再配分例を下段に例示する。
- ・ 再配分の検討として、限られた空間において自転車専用通行帯を確保するため、交通量や大型車の利用状況、通行量等を踏まえ、車線の幅員の縮小、路肩の省略、停車帯の併設、路上施設の幅員の確保、植樹帯の一部省略が考えられる。

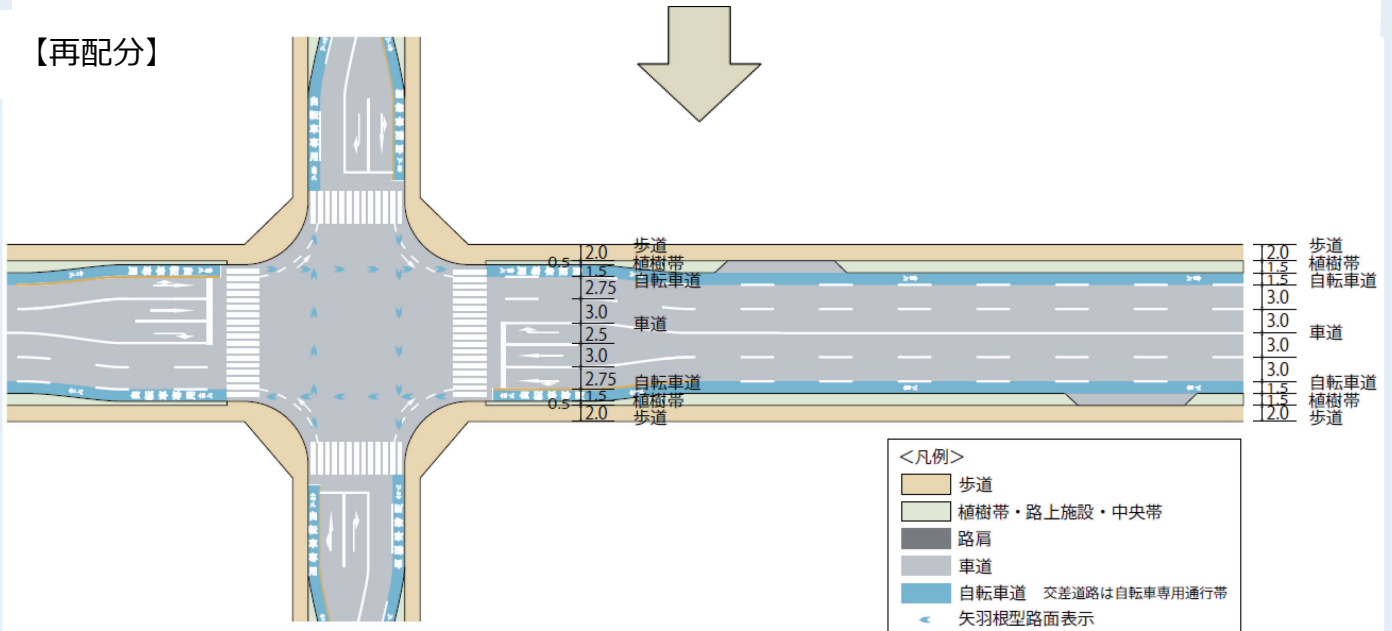
【現況】



【ケース】道路幅員 22m

- ・ 幹線道路・車道 4 車線・規制速度 40km/h
- ・ 設計速度 50km/h・交通量 16,000 台/24h
- ・ 大型車交通量は少ない・歩行者交通量は多くない
- ・ 準工業地域・停車需要あり

【再配分】



出典：「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」図Ⅱ-18 令和 6 年 6 月



はじめに

1 ガイドラインの概要

2 デザインの基本的な考え方

3 自転車通行空間の整備

4 案内標識と注意喚起標識の整備

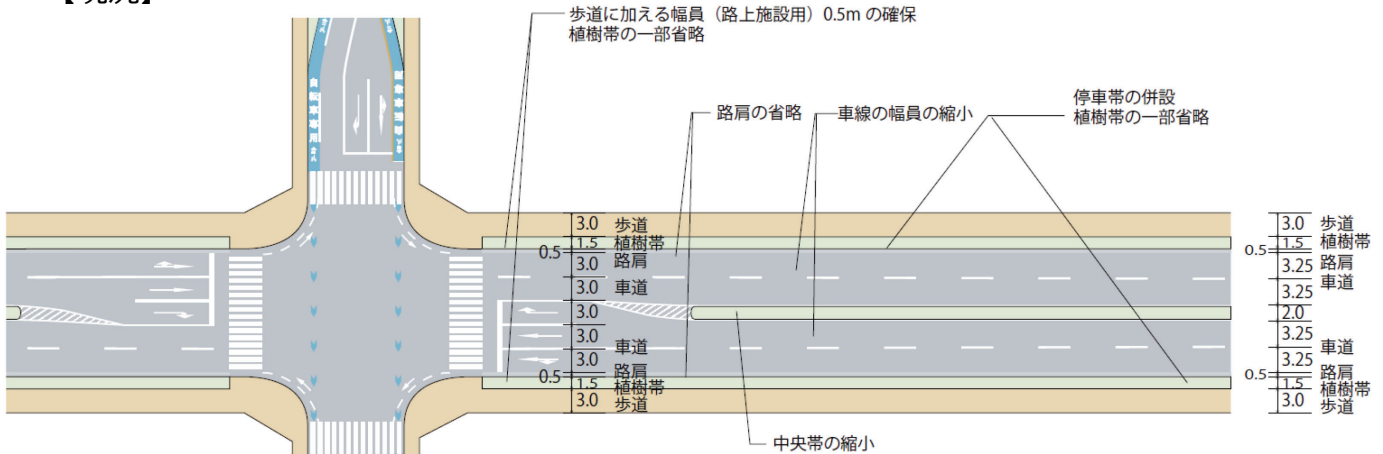
5 拠点施設の整備方針

6 自転車通行空間の運用

3)幅員 25m の道路において空間の再配分により自転車専用通行帯を確保する例

- ・ 現況道路を上段に、道路空間の再配分する例を下段に示す。
- ・ 再配分の検討として、限られた空間において自転車専用通行帯を確保するため、交通量や大型車の利用状況、通行量等を踏まえ、車線の幅員の縮小、中央帯の縮小、路肩の省略、駐車帯の併設、歩道の幅員の変更、路上施設の幅員の確保、植樹帯の一部省略が考えられる。

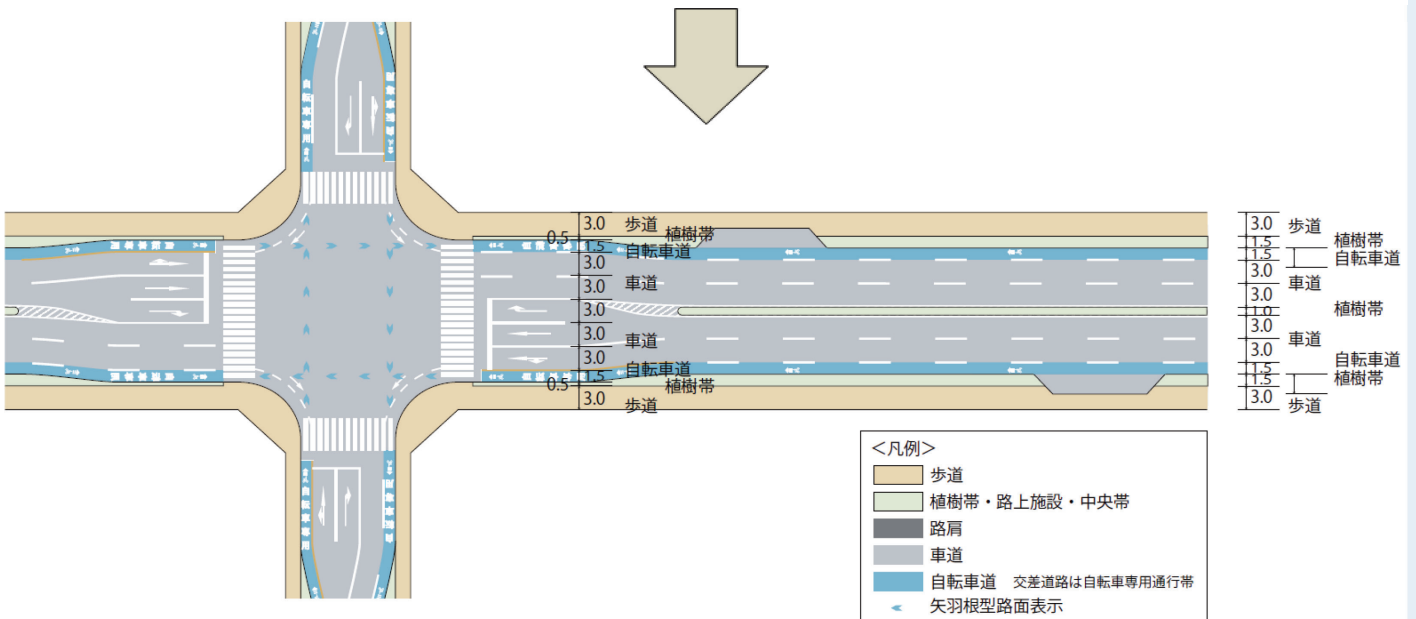
【現況】



【ケース】道路幅員 25m

- ・ 幹線道路・車道 4 車線・規制速度 50km/h
- ・ 設計速度 50km/h・交通量 27,000 台/24h
- ・ 大型車交通量は多くない・歩行者交通量は多くない
- ・ 商業地域・停車需要あり

【再配分】



出典：「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」図 II-19 令和 6 年 6 月



はじめに

1
ガイドラインの概要

2
デザインの基本的な考え方

3
自転車通行空間の整備

4
案内標識と注意喚起標識の整備

5
拠点施設の整備方針

6
【参考資料】
自転車通行空間の運用

